第1次、第2次一括法に基づく施設・公物の設置管理基準等の条例化(福井県条例一覧)

			県条例				
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準
公営住宅法	県営住宅	福井県営住宅条例	改正	H24.4.1	建築住宅課	 ○入居者の資格基準 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること 等 ○県営住宅の整備基準 ・安全、衛生、美観等を考慮し、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備する ・日照、通風、採光、プライバシー等を考慮する等 	 ○入居者の資格基準 ・同居する親族がいなければならない (法律の基準が削除されたため、条例に規定) ・多子世帯(18歳未満の子どもが3人以上いる世帯)の収入要件を緩和 : 15.8 万円/月以下 → 21.4 万円/月以下
	福井県立美術 館運営協議会	福井県立美術館の設置お よび管理に関する条例	改正	H24.4.1	文化振興課	 ○博物館協議会委員の任命基準 ・学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から任命する 	
		福井県立若狭歴史民俗資 料館の設置および管理に 関する条例	改正	H24.4.1	文化振興課		○歯腸筋切発△禿呂のバ△甘淮
博物館法		福井県立歴史博物館の設 置および管理に関する条 例	改正	H24.4.1	文化振興課		
		福井県立恐竜博物館の設 置および管理に関する条 例	改正	H24.4.1	ブランド営業課		
へき地教育振興法	へき地学校	福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例	改正	H24.4.1	人事委員会	○へき地教育手当の支給対象となるへき地学校の指定基準・駅、病院、郵便局等の施設から学校までの距離に応じて点数化し、点数に応じた支給率により手当額を決定	≪独自基準なし≫
就学前の子ど もに関する教 育、保育等の総 合的な提供の 推進に関する 法律		就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律施 行条例	改正	H24.4.1	子ども家庭課	○認定こども園の認定要件・幼児教育と保育を一体的に提供する 等○認定こども園である旨の表示・建物等の見やすい場所に『認定こども園』である旨を表示する	≪独自基準なし≫

			県条例				
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準
地方公営企業	公営企業会計	福井県公営企業の設置等 に関する条例	改正	H24.4.1	公営企業経営課	○資本剰余金等の処分基準・補助金等で取得した資産を除却し、損失が生	
法	県立病院会計	福井県病院事業の設置等 に関する条例	改正	H24.4.1	地域医療課	じた場合、資本剰余金を取り崩して補填できる 等	≪独自基準なし≫
水道法	県営水道	福井県水道の布設工事の 監督および水道技術管理 者に関する条例	新規	H24.4.1	医薬食品·衛生課	 ○布設工事監督者を配置すべき水道布設工事の範囲 ・水道施設の新設工事、水源の種別の変更工事等 ○布設工事監督者・水道技術管理者の資格 ・大学で衛生工学を履修後、2年以上の実務経験を有すること等 	≪独自基準なし≫
	県道に附属設 置する有料自 動車駐車場	福井県自動車駐車場の設 置および管理に関する条 例	改正	H24.4.1	道路保全課	○県営駐車場の利用に係る標識の表示基準・駐車料金、駐車可能時間等を表示する・標識は利用者の見やすい場所に設置する	≪独自基準なし≫
道路法	県道の構造 県道に設ける 道路標識	福井県道路の構造の技術的基準等に関する条例	新規	H25.4.1	道路建設課 道路保全課	 ○道路構造の技術基準 ・車道、歩道等の幅を道路の区分ごとに規定 ・道路の勾配を道路の区分ごとに規定 ・ ・ 本内標識、警戒標識の寸法・文字の大きさ ・寸法は、標識の種類ごとに一律に規定 ・文字の大きさは、設計速度により一律に規定 	 ○道路構造の技術基準 ・集落近傍や田園地域等の道路では、歩道の代わりに路肩幅を拡大し、安全性向上とコスト縮減を図る :路肩幅:0.75m以上 → 1.5m以上 ○案内標識等の寸法・文字の大きさ ・景観への配慮が必要な場所では、標識の文字の大きさ等を縮小できることとする
下水道法		福井県公共下水道等の構 造の基準等に関する条例	新規	H25.4.1	河川課	○公共下水道の構造基準・下水道施設には、耐水性の材料を用いる・腐食防止措置を講じる 等○終末処理場の維持管理基準・臭いが発散したり、蚊やはえが発生しないよう努めるとともに、構内を清潔に保つ 等	○公共下水道の構造基準 ・マンホールの位置と蓋の構造基準を追加 :道路にマンホールを設けるときは、安全で快 適な通行を確保するため、位置および蓋の構 造に考慮する

			県条例				
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準
	特定道路(県道)	福井県高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促進に 係る道路の構造の基準に 関する条例	新規	H25.4.1	道路保全課	○道路の構造基準・歩道の勾配は5%以下とする 等	≪独自基準なし≫
高齢者、障害者 等の移動等の 円滑化の促進 に関する法律	県が管理する 都市公園	福井県高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促進に 係る特定公園施設等の設 置の基準に関する条例	新規	H25.4.1	都市計画課	○特定公園施設の設置基準 ・通路、駐車場、便所等のバリアフリー化基準を規定 :通路の幅は 180cm 以上とする :車椅子使用者用駐車場の幅は、350cm 以上とする :使所の床の表面は滑りにくい仕上げとする 等	○屋外運動施設の設置基準 ・競技場出入口のバリアフリー化基準を追加 :出入口の幅は 120cm 以上とする :車いす使用者が通過する際に支障とならない よう、段差をつけない :戸を設ける場合は、高齢者等が容易に開閉し て通過できる構造とする 等
	重点整備地区 内の主要な生 活関連経路を 構成する道路 上の信号機等	福井県高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促進に 係る信号機等の基準に関 する条例	新規	H25.4.1	警察本部 交通規制課	○信号機の基準 等 ・歩行者用信号が青であることを音で伝えられるものであること 等	≪独自基準なし≫
職業能力開発促進法	福井県職業能力開発校	福井県立職業能力開発校 条例	改正	H25.4.1	労働政策課	 ○施設外で実施できる職業訓練の基準 ・知識を修得するための訓練であること ・短期課程の普通職業訓練の基準 ・離転職者に対する訓練であること ○無料とする職業訓練の範囲 ・求職者に対する短期課程の普通職業訓練 ○職業訓練の実施基準 ・職業訓練の対象者や訓練期間 等 ○普通職業訓練の指導員の資格 ・知事免許を受けた者であること 	 ○施設外で実施できる職業訓練の基準 ・実地訓練を含めた全ての訓練に拡大 ○外部委託できる職業訓練の基準 ・在職者訓練を含めた全ての訓練に拡大 ○無料とする職業訓練の範囲 ・在職者訓練を含めた全ての訓練に拡大

			県条例					
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準	
生活保護法	保護施設 (救護施設、更 生施設、授産施 設、宿所提供施 設、医療保護施 設)	福井県保護施設等の設備 および運営の基準に関す る条例	新規	H25.4.1	地域福祉課	 ○施設基準 ・居室の床面積等 :3.3 m³以上/人(救護施設) ○運営基準 ・職員配置基準 	 ○運営基準を追加 ・非常災害時の関係機関への通報・連絡体制を整備しなければならない ・記録の整備 :利用者処遇について記録を整備し、退所後5年間保存しなければならない ・秘密の保持 :職員は入所者やその家族の秘密を漏らしてはならない ・人権擁護 :入所者の人権擁護のため、責任者を配置する等体制を整備し、職員研修を実施する等の措 	
社会福祉法	社会福祉法の授産施設		机	П25.4.1	地域倫仙祥	・職員配直基準 :入所者 5.4 人につき生活指導員、介護職員 および准看護師または准看護師 1 人を配置(救護施設) ・非常災害対策、衛生管理、健康診断、苦情対 応等	等体制を整備し、職員研修を実施する等の指置を講じなければならない ・身体的拘束等の禁止 :緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない(宿所提供施設除く) ・事故発生時の対応 :事故が発生した場合、速やかに県、福祉事務所、入所者の家族等に連絡しなければならない :事故の状況、対応処置を記録しなければならない :賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行わなければならない	

			県条例					
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準	
障害者の日常生活及び社会	指定障害福祉 サービス事業 等	福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例	新規	H25.4.1	障害福祉課		≪独自基準なし≫	
	障害福祉サー ビス事業	福井県障害福祉サービス 事業の設備および運営の 基準に関する条例	新規	H25.4.1	障害福祉課	 ○施設基準 ・居室の床面積 :9.9 ㎡以上/人(障害者支援施設) ○運営基準 ・職員配置基準 ・利用者 60 人以下で生活支援員を1人以上配置(障害者支援施設) ・非常災害対策、衛生管理、健康診断、運営規定の整備、苦情対応等 ○事業者の指定基準(指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設) ・法人格を有すること 	≪独自基準なし≫	
	指定障害者支 援施設	福井県指定障害者支援施 設の人員、設備および運営 の基準等に関する条例	新規	H25.4.1	障害福祉課		≪独自基準なし≫	
生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施 設	福井県障害者支援施設の 設備および運営の基準に 関する条例	新規	H25.4.1	障害福祉課		≪独自基準なし≫	
	福祉ホーム	福井県福祉ホームの設備 および運営の基準に関す る条例	新規	H25.4.1	障害福祉課		≪独自基準なし≫	
	地域活動支援センター	福井県地域活動支援セン ターの設備および運営の 基準に関する条例	新規	H25.4.1	障害福祉課		○運営基準を追加・地域との連携等:地域住民の活動に参加する等地域交流に努めること	

			県条例				
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準
	指定障害児入 所施設等	福井県指定障害児入所施 設等の人員、設備および運 営の基準等に関する条例	新規	H25.4.1	障害福祉課	○施設基準・居室の床面積: 4.95 m³以上/人(福祉型障害児入所施設)	≪独自基準なし≫
	指定障害児通 所支援事業等	福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例	新規	H25.4.1	障害福祉課	 ○運営基準 ・職員配置基準 :児童指導員および保育士を各1人以上配置(福祉型障害児入所施設) ・非常災害対策、衛生管理、健康診断、運営規定の整備、苦情対応、保護者との連絡等 ○事業者の指定基準(指定障害児通所支援事業、指定障害児入所施設) ・法人格を有すること 	≪独自基準なし≫
児童福祉法	児童福祉施設	福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例	新規	H25.4.1	子ども家庭課	 ○施設基準 ・居室の床面積 :保育室または遊戯室の面積(保育所) 1.98 m³以上/人 :居室の面積(児童養護施設) 4.95 m³以上/人 ○運営基準 ・職員配置基準 :保育士数(保育所) 乳児おおむね3人に1人以上配置 :児童指導員および保育士の総数(児童養護施設)満2歳に満たない幼児おおむね1.6人に1人以上配置 ・非常災害対策、衛生管理、食事、健康管理等 	 ○運営基準を追加 ・非常災害対策 :消火器等、非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的計画を立て、訓練等をしなければならない(努力義務規定から義務規定へ) :非常災害時の関係機関への通報・連絡体制を整備しなければならない ・人権擁護 :入所者の人権擁護のため、責任者を配置する等体制を整備し、職員研修を実施するよう努めること ・事故への対応 :事故が発生した場合、速やかに県、市町、入所者の家族等に連絡しなければならない :事故の状況、対応処置を記録しなければならない :賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行わなければならない

			県条例				
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準
	軽費老人ホーム	福井県軽費老人ホームの 設備および運営の基準に 関する条例	新規	H25.4.1	長寿福祉課	 ○施設基準 ・居室の床面積 :21.6 ㎡以上/人 ○運営基準 ・職員配置基準 :入所者 30 人以下のホームにおいては介護職員を1人以上配置 ・非常災害対策、衛生管理、健康診断、内部規定の整備、苦情対応等 	○運営基準を追加・人権擁護: 入所者の人権擁護のため、責任者を配置する等体制を整備し、職員研修を実施するよう努めること
社会福祉法	婦人保護施設	福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例	新規	H25.4.1	子ども家庭課	 ○施設基準 ・居室の床面積 :4.95 ㎡以上/人 ○運営基準 ・施設長の資格要件 :施設を運営する能力と熱意を有する者であること :30 歳以上の者で、社会福祉主事の資格を有するもの等 ・非常災害対策、苦情対応等 	 ○施設の運営基準を追加 ・基本方針 :職員は、入所者の心身に有害な影響を与える 行為をしてはならない ・人権擁護 :入所者の人権擁護のため、責任者を配置する 等体制を整備し、職員研修を実施するよう努 めること ・非常災害時の関係機関への通報・連絡体制を 整備しなければならない ・秘密の保持 :職員は入所者やその家族の秘密を漏らしては ならない ・事故発生時の対応 :事故が発生した場合、速やかに県、市町、入 所者の家族等に連絡しなければならない :事故の状況、対応処置を記録しなければなら ない :賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損 害賠償を行わなければならない

			県条例					
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準	
	養護老人ホーム	福井県養護老人ホームの 設備および運営の基準に 関する条例	新規	H25.4.1	長寿福祉課	○施設基準・居室の床面積: 10.65 m³以上/人(養護老人ホーム)	○運営基準を追加・人権擁護	
老人福祉法	特別養護老人 福井県 ムの説	福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基 準に関する条例	新規	H25.4.1	長寿福祉課	 ○運営基準 ・職員配置基準 : 入所者 15 人につき、支援員を1人以上配置(養護老人ホーム) : 入所者 3人につき 介護職員または看護職 等体制を整備し、職員研修を実施するのこと ○特別養護老人ホームの居室定員 ・原則1人。ただし、必要と認められる場合	 : 入所者の人権擁護のため、責任者を配置する 等体制を整備し、職員研修を実施するよう努 めること ○特別養護老人ホームの居室定員 ・原則1人。ただし、必要と認められる場合は、 プライバシーに配慮することを条件に、4人ま 	
	指定居宅サー ビス事業等	福井県指定居宅サービス 等の事業の人員、設備およ び運営の基準等に関する 条例	新規	H25.4.1	長寿福祉課	 ○運営基準 ・職員配置基準 :入所者3人につき、介護職員または看護職員を1人以上配置(介護老人福祉施設) :事業所に介護職員を2.5人以上配置(訪問介護事業所) ・非常災害対策、衛生管理、健康診断、内部規定の整備、苦情対応等 等体制を整備し、職員研修を認めること ・記録の整備 ・利用者に対するサービス計画、保存期間を延長(2年→5年) ・介護老人福祉施設の居室定員をの整備、苦情対応等 		
	指定介護予防 サービス事業 等	福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例	新規	H25.4.1	長寿福祉課		・人権擁護 : 入所者の人権擁護のため、責任者を配置する 等体制を整備し、職員研修を実施するよう努	
介護保険法	指定介護老人 福祉施設	福井県指定介護老人福祉 施設の人員、設備および運 営の基準等に関する条例	新規	H25.4.1	長寿福祉課		 : 利用者に対するサービス計画、内容の記録の保存期間を延長(2年→5年) ○介護老人福祉施設の居室定員・原則1人。ただし、必要と認められる場合は、プライバシーに配慮することを条件に、4人ま 	
	介護老人保健施設	福井県介護老人保健施設 の人員、施設および設備な らびに運営の基準に関す る条例	新規	H25.4.1	長寿福祉課			
	指定介護療養型医療施設	福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および 運営の基準に関する条例	新規	H25.4.1	長寿福祉課			

			県条例				
法律名	対象施設等	名称	新規 改正	施行日	担当課	従来の法令で定めていた主な基準	県条例で定める主な独自基準
都市公園法	県が管理する 都市公園	福井県都市公園条例	改正	H25.4.1	都市計画課	 ○公園の配置、規模に関する技術的基準 ・街区公園、近隣公園、地区公園の面積は、それぞれ、0.25ha、2ha、4haを標準とする ○公園施設の面積割合 ・建築物の敷地面積に対する割合は2/100以下とする 	≪独自基準なし≫
医療法	病院、療養病床を有する診療所	福井県病院等の人員および施設の基準等に関する 条例	新規	H25.4.1	地域医療課	○職員の資格、人数・病院には、一般病床の入院患者3人につき看護師を1人配置する○施設基準・病院には消毒施設・洗濯施設を設置する	≪独自基準なし≫
食品衛生法	県の食品衛生 検査施設	食品衛生法施行条例	改正	H25.4.1	医薬食品・衛生課	○設備に関する基準・理化学検査室、微生物検査室等を設ける・純水装置、定温乾燥器等、検査・試験に必要な機械・器具を備える○職員の配置基準・検査・試験のために必要な職員を置く	≪独自基準なし≫
鳥獣の保護及 び狩猟の適正 化に関する法 律		福井県指定猟法禁止区域 等の標識の寸法を定める 条例	新規	H25.4.1	自然環境課	○指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法 ・一辺が 30cm 以上であること 等	≪独自基準なし≫